

資料 3

高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等への対応について

(三重県広域連合及び県内全市町)

1. 保険料の軽減対策

- (1) 所得の低い方への配慮として、7割軽減世帯のうち、長寿医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯について、9割軽減する。
- (2) 所得割を負担する方のうち、所得の低い方（具体的には、年金収入210万円程度まで）について、所得割額を50%程度軽減する。
- (3) これらの措置を講じてもなお保険料を支払えない事情がある方については、個別の減免も含め、市区町村におけるきめ細かな相談体制を整備する。
- (4) これらの措置は、平成21年度から実施し、今年度においては、経過的な軽減対策を講ずる。

(2)所得に応じての軽減率の設定、(3)相談体制の整備等について広域連合・市町及び関係機関との協議を継続する

経過的な軽減対策

- (1) 7割軽減世帯を一律8.5割の軽減措置とする。
- (2) 所得割を負担する方のうち、所得の低い方（具体的には、保険料の算定に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方）については、原則一律50%軽減とする。
(実施するかどうかは、広域連合に委ねる)

(2)実施の有無について、広域連合に委ねられており、被保険者の負担の軽減及びその財源は国が負担することから実施することとする。

(1)(2)国が示す標準的な普通徴収の事務例によると、電算システムの修正が間に合わないため、7月の保険料通知においては本追加軽減措置を含めず、8月の保険料通知の時点では精算する旨が示されているが、それによる混乱等が必至であるため、広域連合及び全市町の総意として7月の保険料通知は行わず、平成20年度においては、上記措置を含めた8月の保険料通知を第1回目とし、8月～3月(8回)の納期により保険料を徴収することとする。

【被保険者への周知】 更新被保険者証郵送時におしらせチラシを同封(7月下旬)

新聞下段広告欄への掲載(7月中旬)

2. 年金からの保険料徴収については、以下の場合、申し出により普通徴収ができることがある

- ①国保の保険料を確実に納付していた者（本人）が口座振替により納付する場合
- ②連帯納付義務者（世帯主又は配偶者）がいる者（年金収入が180万円未満の者）でその口座振替により納付する場合

【被保険者への周知】 政府による新聞広告(6月28日)

更新被保険者証郵送時におしらせチラシを同封(7月下旬)

新聞下段広告欄への掲載(7月中旬)

3. 診療報酬における終末期相談支援料については、当面凍結することを含め、取扱いについて

中医協で議論を行い、速やかに必要な措置をとるとともに、検証する。後期高齢者診療料についても、中医協で速やかに具体的な検証作業に着手する。

政府の動向を注視し必要な対応措置を講ずる。

4. 制度についての広域連合及び市区町村の果たすべき役割と責任分担を明確に規定する。さらに、国、都道府県、広域連合、市区町村を通じて一層の広報活動を行うとともに、特に保険料に関する相談対応について、市区町村の役割を明確にする。

市町及び関係機関との連携を一層深め、広報活動に努める。

また、保険料に関する相談対応について広域連合としての役割を果たしていく。

5. 長寿医療制度との関連で自治体独自の医療費助成事業や人間ドック費用への助成事業の在り方について様々な指摘がある。これらの事業は、自治体独自の事業であることから、それぞれの自治体において、その実情も勘案しつつ、高齢者の方々に対する十分な情報提供や理解を得るために取組みを含め適切な対応を求める。また、広域連合や市区町村の創意工夫による健康増進への取組みを促進する。

広域連合として8月から実施する長寿医療健康診査の状況等を検討し次年度の取組みに活かしていく。

6. 本制度に基づく各種事務事業の実施に当たっては、分かりやすい説明、見やすい印字などに心がけるべきであり、例えば、保険証の切替え時期には、印字を大きく変更するなど高齢者の方々に十分配慮すべきである。

現在の保険証の問題点等を整理し、保険証の更新時期(平成20年8月)においては、印字を大きくする等対応を予定している。また、今後においても高齢者の方々に対する配慮を検討していく。

7. 資格証明書の運用に当たっては、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用する。それ以外の方々に対しては、従来通りの運用とし、その方針を徹底する。

公平性の維持を確保しつつ、被保険者の実情を十分配慮し運用していく。

高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について

平成20年6月12日

政 府 ・ 与 党

新たな高齢者医療制度は、これまでの老人保健制度の問題点を解決すべく、長年にわたり、多くの関係者が議論を積み重ねた上で、国民皆保険制度を将来にわたり維持するため、現役世代と高齢者でともに支え合うものとして設けられることとなった。

高齢者の方々の医療費を国民全体で分かち合っていく仕組みは、高齢者の方々の医療を守っていくためにも必要であり、その円滑な運営を図るため、引き続き地方自治体関係者とも十分連携しながら、制度の趣旨・必要性を懇切丁寧に説明し、ご理解をいただく努力を重ねていく必要がある。

こうした中で、本年4月からの制度の施行状況等を踏まえ、制度の円滑な運営を図るために、高齢者の置かれている状況に十分配慮し、次の1から7の通り、きめ細かな措置を早急に講ずるとともに、地方自治体関係者と十分連携して、さらに広く国民に周知する。

1. 保険料の軽減対策

- (1) 所得の低い方への配慮として、7割軽減世帯のうち、長寿医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯について、9割軽減とする。
- (2) 所得割を負担する方のうち、所得の低い方（具体的には年金収入210万円程度まで）について、所得割額を50%程度軽減する。
- (3) これらの措置を講じてもなお保険料を支払えない事情がある方については、個別の減免も含め、市区町村におけるきめ細かな相談体制を整備する。
- (4) これらの措置は、平成21年度から実施し、今年度においては、経過的な軽減対策を講ずる。
- (5) 以上の財源措置については、システム改修経費等の取扱いや概算要求基準との関係を含め、政府・与党の責任において適切に対処する。

2. 年金からの保険料徴収については、以下の場合、申し出により普通徴収ができることとする。

- ①国保の保険料を確実に納付していた者（本人）が口座振替により納付する場合
- ②連帯納付義務者（世帯主又は配偶者）がいる者（年金収入が180万円未満の者）でその口座振替により納付する場合

（注）65歳から74歳の国保に加入する世帯主の年金からの保険料徴収についても同様の扱いとする。

3. 診療報酬における終末期相談支援料については、当面凍結することを含め、取扱いについて中医協で議論を行い、速やかに必要な措置をとるとともに、検証する。後期高齢者診療料についても、中医協で速やかに具体的な検証作業に着手する。
4. 制度についての広域連合及び市区町村の果たすべき役割と責任分担を明確に規定する。さらに、国、都道府県、広域連合、市区町村を通じて一層の広報活動を行うとともに、特に保険料に関する相談対応について、市区町村の役割を明確にする。
5. 長寿医療制度との関連で自治体独自の医療費助成事業や人間ドック費用への助成事業の在り方について様々な指摘がある。これらの事業は、自治体独自の事業であることから、それぞれの自治体において、その実情も勘案しつつ、高齢者の方々に対する十分な情報提供や理解を得るための取組みを含め適切な対応を求める。また、広域連合や市区町村の創意工夫による健康増進への取組みを促進する。
6. 本制度に基づく各種事務事業の実施に当たっては、分かりやすい説明、見やすい印字などに心がけるべきであり、例えば、保険証の切替え時期には、印字を大きく変更するなど高齢者の方々に十分配慮すべきである。
7. 資格証明書の運用に当たっては、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用する。それ以外の方々に対しては、従前通りの運用とし、その方針を徹底する。

＜今後、与党においてさらに検討すべき課題＞

- (1) 保険料軽減判定を個人単位で行うことについては、他制度との関連も含めて引き続き検討し、早急に結論を得る。また、世帯内で個々人が加入する保険が異なること等加入関係の変化に伴う問題についても、併せて検討する。
- (2) 保険料の年金からの徴収の対象要件（年金額 18 万円以上）の引上げやいわゆる被扶養者の年金からの徴収の是非等そのあり方については、他制度への波及等も含めて引き続き検討する。
- (3) 70 歳から 74 歳の医療費自己負担増（1 割→2 割）及び被用者保険の被扶養者の保険料負担についての平成 21 年 4 月以後の扱いについては、昨年 10 月の与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームのとりまとめを踏まえ、引き続き検討する。
- (4) 都道府県の関与の在り方について検討する。

なお、円滑な運営等について本制度の実施状況を十分検証しつつ、引き続き、与党で検討し、適切に対応していくこととする。

「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」の内、保険料の軽減について

平成20年度措置(予定)

- ① 均等割7割軽減者を8.5割軽減とする。

対象者

7割軽減者(世帯主及び被保険者の所得の合計が33万円以下の者)

【例】一人世帯で年金収入のみの場合 年間168万円以下の者

軽減額

①均等割額	36,758円
②7割軽減額	25,731円 (①36,758円×70%)
③軽減後均等割額	11,027円 (①36,758円-②25,731円)
④8.5割軽減額	31,358円 (①36,758円×85%+調整額113円)
⑤軽減後均等割額	5,400円 (①36,758円-④31,358円)
本措置による軽減額	5,627円 (③11,027円-⑤5,400円)

対象者見込み

約67,000人

- ② 基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の者の所得割を50%軽減する。

対象者

【例】年金収入のみの場合 年間211万円以下の者

軽減額

【例】①年金収入211万円のみの場合	19,691円 (39,382円×50%)
②年金収入180万円のみの場合	9,167円 (18,333円×50%)
③年金収入153万円のみの場合	軽減対象外 (所得割が課されないため)

対象者見込み

約18,000人